

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 一般国道四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	狭山市大字上広瀬字西久保一二 一六番一地先から同市大字上広 瀬字西久保一二二三番四地先ま	区 間
一二・二三 一六・一二	九・五四 一一・四〇	敷地の幅員 (メートル)
二六〇・五五	二六〇・四二	延長 (メートル)
よる。	狭山市上広瀬西久保 土地区画整理事業に	備 考